

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号	2-211
処分の種類	道路に関する必要な措置命令			
根拠法令条例等・条項	道路法第47条の3第2項			
処分の概要	路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用する者、又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対し、道路の拡幅、補強、待避所の設置等を命ずる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく法令の定め以上に具体化するのが困難なため)			
基準の制定根拠	—			